

川西市操業・住環境保全補助金 操業音の測定方法について

(参考文献) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル(一般地域編)平成27年10月 環境省

補助金の交付申請及び実績報告の提出にあたっては、操業音を測定し、事業計画書(様式第1号)及び事業報告書(様式第2号)に記載する必要があります。

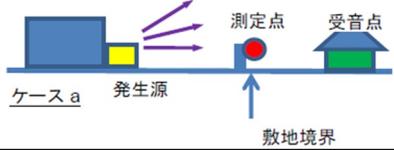
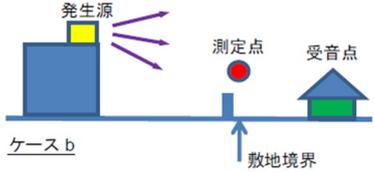
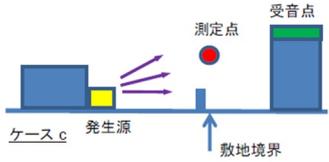
操業音の測定は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)」に準じて、下記を参考に実施してください。

1. 使用する騒音計 この条件で測定できる騒音計を用意できない場合は、産業振興課までご相談ください。

- 計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いてください。
- 周波数重み付け特性(周波数補正特性)はA特性を、時間重み付け特性はF特性(速い動特性、FAST)を用いて、10分間の等価騒音レベル(LAeq)を測定してください。

2. 測定する地点と条件に応じた高さ

- 測定する地点は、特定の音源の局所的な影響を受けず、事業所敷地の外部に発する平均的な操業音レベルを評価できる地点を設定してください。
- 測定する地点は、「生活環境の保全の観点から事例ごとに合理的に判断する」よう、操業音の発生源と受音点の条件に応じて、下記を参考に測定点を選定してください。【ケース1】の場合は、マイクロホンの高さは原則1.2m~1.5mです。【ケース2・3】の場合は可能な範囲で高さを調整してください。

【ケース1】	発生源と受音点とともに低い場合	
【ケース2】	発生源が高く受音点が低い場合	
【ケース3】	発生源が低く受音点が高い場合	

3. 測定時期と時間

- 測定時期は、操業音が平均的な状況になる日程を設定してください。(土日祝を除く平日など)
- 測定時間は、操業している時間を「朝:午前6時~午前8時」「昼間:午前8時~午後6時」「夕:午後6時~午後10時」「夜間:午後10時~午前6時」に区分して観測してください。
- 測定時間は、毎時間のうち10分間としてください。(例:6:00~6:10、7:00~7:10...)

(作成)川西市市民環境部産業振興課

TEL:072-740-1162